

# 天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年 12月20日(水) 午後3時30分から午後4時23分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (8人)

会 長	9 番委員	内 山 正 勝
第1順位職務代理者	8 番委員	円 谷 要
委 員	1 番委員	磯 部 伊 弘
	2 番委員	伊 藤 義 則
	3 番委員	石 井 一 美
	4 番委員	大 野 義 明
	6 番委員	星 重 保
	7 番委員	小 針 久 司

農地利用最適化推進委員	松 崎 兵 一
	兼 子 孝 昭
	人 見 昇

4 欠席委員 (1人) 5 番委員 小 沼 孝 雄

5 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地使用貸借の合意解約について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
- 議案第2号 平成29年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	森 賢 一
農業委員会書記	鈴木 政 則

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行致します。開会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷職務代理 ただ今より、平成29年第12回天栄村農業委員会総会を開会致します。  
事務局長 会長挨拶 内山会長から挨拶をお願いいたします。

会 長 (内山会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長になることとなっておりますので、内山会長よりお願いいたします。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力の程を宜しくお願い致します。本日の出席委員は8名です。届出欠席委員は5番 小沼委員であります。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づき本委員会は成立しております。

次に、会議に入る前に議事録署名委員を指名致します。議事録署名委員については3番 石井委員、4番 大野委員の両名をお願い致します。

ただ今より議事に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題と致します。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案書1～5ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が完了しましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

議 長 それでは意見・質疑なしと認め、こちらは報告事項なので、承認と致します。

(15:39 決定)

議 長 続いて、報告第2号「農用地使用貸借の合意解約について」を議題と致します。No. 1、No. 2については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書6～8ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が完了しましたので、意見・質疑がある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは意見・質疑なしと認め、こちらも報告事項ですので、承認と致します。

(15:42 決定)

議 長 続いて、No. 3について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書9ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が完了しましたので、意見・質疑がある方は挙手願います。

円谷委員 住所が同じですが、親子ですか。

事務局 親子です。

円谷委員 親子で解約するのですか。

事務局 議案第2号で出てくる内容で、今回解約した土地を、最初は後継者である  
■■■■さんに貸付けて、農業者年金を貰うという手続をとっていたのですが、  
別な方に貸付けて継続して農業者年金を貰う、という形での手続の前段階の  
解約という形になります。

円谷委員 結局、■■■■さんは、実際は農業をやっていないということですか。

事務局 実際は■■■■になっておりますので・・・

円谷委員 実際、農業はやっていないけども農業者年金を貰う為に名義を変えないと  
受給されないから一応息子さんが耕作しているようにしているのですね。

事務局 そうですね。名義上だけです。

円谷委員 はいわかりました。

小針委員 実際、田んぼは■■■■さんが植え付けをしたりして、農家と兼務していま  
す。

議長 他にご質問はございませんか。

(意見・質疑なし)

議長 それでは意見・質疑なしと認め、こちらも報告事項なので、承認と致しま  
す。

(15:45 決定)

議長 続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決について」  
の件を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書10～11ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議  
を願いたいと思います。こちらの担当委員は8番 円谷委員より説明を願  
います。

円谷委員 2日前に、小川の■■■■さんのところに電話を入れまして、間違いなく面積  
と金額を確認致しました。本人からは、間違いありませんということでした  
ので、■■■■さんの方へは連絡は入れませんでした。買い手に連絡し  
ても売り手が一番大事だから本当に言ったか分からないので。前にも、役員  
改選の前にもこういう事案がありまして、たまたま局長に尋ねたら、1件だ  
け残っていて後処理みたいな感じで出てきたようです。中身については何ら  
問題ありませんので、ご審議の程を宜しくお願い致します。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願  
います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の  
方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:55 決定)

議長 続いて、議案第2号「平成29年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題と致します。No. 1、No. 2については関連がありますので、一括審議といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書12ページを朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は白子地区担当の農地利用最適化推進委員・兼子委員より説明をお願いします。

兼子委員 No. 1の[ ]さんの所に行って話を聞いて来ました。昨年も貸してイまして、名義変更で上がってきたものですから、間違いなく貸しております。No. 2の[ ]さんも同じく前年度から貸しております。ただ先ほどの話の通り、名義変更のためですので、間違いなく貸してあるという事です。以上です。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

星(重)委員 名義を変更してお金が新たに発生するというので、たぶんやると思うのですが、こういうことで良いのでしょうか。こういうことをしたらみんな真似をしてまだやるのではないですか。

事務局 そもそも、最初は二人で新規就農なんです。一応、旦那さんの方については一人だけの名前で借りたので新規就農の給付金の対象外です。それで奥さんも新規就農で、就農者として認定を受けていますので、両方とも新規就農給付金がなくなってしまうのです。奥さんの方は、本来ならば旦那さんも奥さんも出るはずですが、旦那さんは先に借りていて、その後に新規就農者で認定を受けたのでそれは該当しないと、新しくそこで奥さんも同じく受けていますので、ただ土地については旦那さんに借りていた、本来は二人で同じく名前を羅列して借りれば問題は無かったのですが。では、新規就農でどれだけの面積をやるのかといった場合に、借りている土地が旦那さんの土地なので、やっている土地がゼロだということになってしまうのです。

円谷委員 前に契約しているときはもらっているのですか。

事務局 もらっていません。

円谷委員 もらっていないのですか。

事務局 先に新規就農で認定を受けてから土地を借りたのです。土地を借りてから新規就農ではなくて、先に須賀川で就農として認定をうけているのです。ただ須賀川に土地がなく天栄村で借りていますから、それは新規就農のお金が該当しないのです。天栄村にも住戸外で農業者として新規で登録したので、そこで初めて対象になります。土地については先に須賀川で新規就農としてやったのですが須賀川で土地が無くて、天栄村で先に借りて一年先に借りて、それで次の年に二人で天栄村の新規就農者になりました。

円谷委員 先に借りたけども手続は後からでも出来ないのですか。その新規就農に対する補助は。

事務局長 既に借りているので。

円谷委員 何を借りているのですか。

事務局長 土地を借りています。

円谷委員 土地を借りているのはわかりますが、その新規就農に対する補助金、補助金の該当はあくまでも新たに入る為の新規、就農の為の補助金しか該当にならないということですか。

事務局長 そうです。

円谷委員 先に仕事をしてはダメだということですか。

事務局長 だめです。それは該当しません。

円谷委員 その中身が分からないわけですよ。

事務局長 総面積の中で、新規就農者として該当するのが二反歩です。ということは、本来であれば両方、旦那さんが新規就農で入って奥さんが手伝いに入ったのではなくて、両方とも新規就農であります。旦那さんが先に借りていたのと同じく農家をやっていますよと言っても証明になるものが無い、農家をやっていると言っても証明するものがない、農家をやっていると言っても自分の名義で借りていないので。では借りているようにするにはどうしたらいいのかということで、旦那さんが借りている部分の一部を合意解約して奥さんが再度借り直したということです。両方とも農地を取得して、まっ、賃借してどちらも新規就農者、ただし旦那さんは先にやっているのだから青年給付金の該当はしなくて奥さんだけが該当したという形ですね。

円谷委員 そのように説明すればわかるのですよ。

事務局長 本来は両方とも天栄村の新規就農で就農者になるときに、同じくその年に土地を借りれば二人ともその給付金の対象になるという事です。

円谷委員 天栄に来て農業をやってもらうのはありがたいのですが、補助金欲しさにそうされてしまうと、そういう風にみえてしまいます。先にやっていて貰えないから今度は奥さんを連れてきて、新規で譲ってもらって村の補助金をもらう、あまり良いようには聞こえない、だからその制度はなんとかしなくてはダメだと思っはいますが。

事務局長 旦那さん自身が須賀川で既に新規就農という形で取ってしまったのですよ。そうすると先に須賀川で新規就農しているから。

円谷委員 外部で貰っているから。

事務局長 お金は貰っていないですよ。

円谷委員 そうですか。

事務局長 天栄村に土地があるから、須賀川で借りていれば旦那さんも該当します。ただ、天栄村で借りてしまったので該当しない。

円谷委員 申請は須賀川にしているのですか。

事務局長 須賀川でも、農業者として登録、天栄村でも住戸外の農業者として登録していますので、両方に農業者として登録していますので、住戸外の方は旦那さんが先にこちらで登録して土地も借りたので該当しないと、新規で入ってきた奥さんだけが該当するということです。

円谷委員 旦那さんと奥さんは、こういう手続き前からキュウリの作付けをやっているのですよね。だから貸し借りの人の新規就農というのは資材代とか色々なものが出るので、ある程度補助が必要だからこういう制度を作っているわけですね。

その時になぜ分からなかったのかな。

事務局長 須賀川市でよく説明されなかったのではないのでしょうか。

天栄村で就農されて、県に相談をしたところ、そういう手続きをとれば奥さんの方だけは該当になるという形だったので。

円谷委員 名義を変えなければ補助金がでないからですね。

事務局長 なぜ給付金がでるかという、やはり新規で入ってくると生活できるだけの収入が畑、田んぼから上がってこない。それが上がってくるまでは時間がかかりますので、補助金を給付しようということです。ただ、収入に見合った金額が上がってくれば、給付金も下がってきます。

円谷委員 あれは県単独の補助金ですか。村は一切出していないのですか。

事務局長 村は一切出していないです。あれは国庫補助なので、国庫 100%です。これと同じケースで私が事務局にいたとき、■■■■さんという方が白子に前の■■■■さんにキュウリを教えてもらいながら入った方がいましたが、その人は46才で該当しませんでした。1ヶ月か2か月間の研修を受けるときの研修費みたいなものは出たことはあります。

円谷委員 でもやめてしまったのですよね。

事務局長 やめてしまいました。

円谷委員 ある期間は就農するのですが、やめてしまう人もいるのでしょうか。年々収入が増えていって、給付金自体が少なくなってくればそのまま継続していけると思うのですが、大体の方は補助金をもらえばなしで、貰い終わったら離農してしまう方が多い。それが一番問題です。

議長 補助金目当てではなくて新規就農するからには、きちんと腰を据えて継続的に農業をやっていくという意気込みがなければダメですよ。

事務局長 本人にヒアリングとかもやりましたが、これで食べていくしかないという気持ちでやっているそうです。これ以外に生きる術はないということです。奥さんも元々は農家の娘さんで、果樹農家だそうです。そういうことをやっていたので、奥さんも一緒にやるということで、離職して二人で専業ではじめたそうです。

議長 それでは他にご質問はございませんか。

(意見・質疑なし)

議 長                    それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長                    挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:11 決定)

議 長                    続いて、No. 3、について、事務局より説明をお願い致します。

事務局                    (議案書12ページを朗読)

議 長                    事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。同じく、白子地区担当の農地利用最適化推進委員兼子委員より説明を願います。

兼子委員                先程話があった通り、■■■■さん、■■■■さんですが、■■■■さんも■■■■さんでも草刈りはよくしております。■■■■さんは年齢も年齢ですから、もうそろそろということ、この間お話しを聞きに行ったらもう出来ないという事で■■■■さんに貸すようにしたという話です。以上です。

議 長                    担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長                    それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長                    挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:14 決定)

議 長                    続いて、No. 4について事務局より説明をお願い致します。

事務局                    (議案書12ページを朗読)

議 長                    事務局からの説明が終わりましたので、担当員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は、高林地区担当の農地利用最適化推進委員 人見委員より説明を願います。

人見委員                ■■■■さん、■■■■さん両方に確認はとれていますので、宜しくお願い致します。

議 長                    それでは担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長                    それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長                    挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:16 決定)

議 長                    続いて、No. 5について事務局より説明をお願い致します。

事務局                    (議案書12ページを朗読)

議 長                    No. 6も関連していますので事務局、一緒に説明をお願いいたします。

事務局                    (議案書13ページを朗読)

議 長 No. 5、No.6について事務局からの説明が終わりましたので、担当員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は、上松本地区担当の農地利用最適化推進委員 松崎委員より説明を願います。

松崎委員 [REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん宅に訪問しまして、この内容について間違いがないという確認が取れております。以上です。

議 長 それでは担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:19 決定)

議 長 続いて、No. 7について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書13ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらも担当委員は、下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 松崎委員より説明を願います。

松崎委員 [REDACTED]さん、[REDACTED]さん宅に訪問し、内容を確認した結果この内容に間違いがございませんのでご報告をします。以上です。

議 長 それでは担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:22 決定)

議 長 以上をもちまして本日提出されました案件についての議事はすべて終了致しました。これをもちまして私の議長の席を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長 皆様、慎重審議ありがとうございました。それでは、閉会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷職務代理 以上をもちまして平成29年第12回農業委員会総会を閉会と致します。



天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

平成30年1月22日

議長

内山正勝



3番委員

石井一夫



4番委員

大野義明

